

『仮名読新聞』の誤報記事

中 西 裕

全面的取り消しを告げる記事も驚くほど多数見られる。ここでは主に誤報記事をとりあげて、当時の新聞ジャーナリズムのありかたについて考察してみたい。

『仮名読新聞』は横浜で明治八年一一月一日に横浜毎日新聞社から創刊

され、のち東京に移転し、明治一〇年三月一七日に『かなよみ』と改題、

二

明治一三年一〇月二九日に廃刊された、当時の代表的な新聞の一つである。¹
創刊当初は同社員であった仮名垣魯文が編集を担当したが、東京に移転した際に魯文は同社を退職してこの新聞に専念した。²知識人層を相手に政論を掲げた大新聞と違って大衆向けに市井のゴシップ記事などを載せた小新聞の中でももともと著名なものである。

この新聞は大衆向けという性格から、掲載する官令までも総ルビにしている。一投書家はそれを次のようにほめている。

○嗚呼仮名読の徳たるや政府時々御布告の漢字なる者も仮名を下して以て蒙昧の吾輩をして通知せしめ御政体を遵守なさしむ³

事実訂正 一九（うち訂正投書 四）

一四一号までは「隔日出版」であること、また訂正数算定は復刻版によつており、復刻版には欠号がかなりあることを考えると、相当の頻度で訂正がなされていることが知られる。文字・文言等の単純な訂正については措き、事実訂正にからむものだけをここでは検討の対象とする。

なお、訂正投書とは報道対象となつた当事者や関係者が記事についての訂正を求めた投書を仮に筆者が名づけたものである。
この新聞を通覧してみると、訂正記事が実に多いことに気づく。単純な文字・文言等の訂正もあるが、掲げた記事を後に修正する記事、さらにはでは、どのような訂正がなされているかを具体的に見ることにする。

筑摩県下大野郡高山壱の町寺田文七ハ泥棒で有ましたと記たのは聞誤まり⁴

明治九年十一月七日 本人 永井 狐登 印

性法院隠居

託入人 平 了海 印

同 断 遠藤政兵衛 印

○昨日の新聞中浅草駒形町の羽鳥平兵衛方に止宿とまつて居た毎日貞助が主個の金を盗んだと記したハ聞誤りで此貞助ハ「中略」座敷の戸棚へ入て置た所持の金を盗まれたので盗んだと記したのハ大間違で有ましたから更に正誤を差出し升貞助さん五勘弁皆さん左様五承知下さい⁵

泥棒の冤罪をかぶせたり、加害者と被害者を取り違えたり、どちらもた

いへんな間違いで、「五勘弁」ですむどころの話ではない。

人の名を騙って讒訴の投書をするようなこともあつた。投書の内容は省

略し、それが根も葉もない偽りだつたことを示す一札を少し長いが引用してみる。

○当新聞二百一号に青山光貞といふ名前で寄書をした偽作の尻が割れ詫状を取られましたから人を冤むやつに陥すといふ拙策ハ悪い事又新聞屋もお先に役はれてハ迷惑を致しますからその懲しめに詫状の写しを植て向後の戒めと致します

差上申御託一札之事

永井狐登が実在の青山の名によって投書をしたわけでここはひたすら謝罪をするしかない。今日なら新聞社の側で投書の当否を必ず「裏を取」つてチェックするところだが、そうしたことをせずに載せてしまったのが當時のイエロー・ジャーナリズムのやり方だったのである。

何度も訂正が繰り返された例もある。横浜吉原仲の町のお仲が中国人と縁談が決まったことを『読売新聞』が伝え、それを受けて翌日の『仮名読新聞』が「此お仲（二十三年）ハ以前東京新吉原仲の町引手茶屋相摸屋の娘の由一度娼妓に成つたのを当港元町辺の者が受出して女房にしたが昨年兵衛世話を以て御召仕被下給料頂戴其他種々御厚恩に相成御礼難申尽然るを此度不図心得違仕り辞職相知ひひ上にて是迄の御厚恩相成ひ諸君へ冤を着せ根も無き事共書綴り横浜仮名読新聞へ投書致しに付原書御取調相成ひ処全く私自筆に相違無之段相知れ既に私身分御差出に可相成処親戚へ取縋り恐縮之段只管御嘆願申上ひ処特別の訳を以て老人の伯父へ御勘弁被成下難有仕合に奉存ひ依之連印御託一札差上申処如件

綿貫久八郎殿
田中鈴次郎殿
小嶋英治殿

「戸籍の一件で七十円の散財をした云々ハ字違ひがありますゆゑ改めて取消します」⁹と重ねての訂正を行つた。それでも間違いがあるという指摘が読者からあつて次に見るように投書そのものを載せることとなつたのである。

三

○左の投書ハ去る廿三日取消しを載ましたがまだ違つて居る処が有から此通りに出して呉ろと書てお遣しで有ますから其儘に此処へ載ます

本月十九日当社二百六拾七号へ書載た新吉原仲の町新相撲の娘お仲さんが支那人と縁談が極まつたのどふしたのと云ハ〔フヨウ〕をふきにおせわそしてお仲ハ娼妓だの戸籍の一件だの七十円散財したのといふハみなうその事全くそねみ身のじやまをいたす心得新聞にだしたのハ間違ゆゑ取消御ヒロヲいたします

原稿の儘¹⁰

読者からの指摘には比較的誠意を持つて応じてはいるようだが、風評被害を元にもどすことはできるはずもなく、当時のゴシップ・ジャーナリズム

がいかに人権感覚を欠いていたかがわかる。こういった事態には内務省からも干渉があつたようで、次のような記事が見える。

○社告

今般内務省より新聞各社へ取留らぬ話ハ載てならぬと懇々の御説諭が有ましたが別して読売絵入仮名読の三社へお達しにハ向後人心を惑乱せるやうな件ハ決して記載ハ致さなからうが街頭を呼賣者が記載てもない外の件を：

噂話をそのまま記事として載せているのである。不確かな情報であるからすぐに訂正記事が出ることになる。この場合は訂正投書をそのまま掲載して訂正に代えている。

○一昨日鉄道柵外^{〔さくわい〕}での風説は全く間誤^{〔ちが〕}ひで有ましたらう昨日懇意の車夫さんから来翰に

猪貴社若旦那新聞百四十三号第二條目に廿日より汽車乗賃直揚云々と有ましたが全くは当日より出着時間の替る迄にて賃金^{〔カネ〕}増は致さずとの其筋の確乎^{〔たしか〕}なお話し則ち時刻表の写しを借ましたから持たせて上ます車用なら

鉄道の車夫¹³

しゃれのめした記述まで投書のままかどうかは不明である。これでは誤報についてもさほど反省をしているようには見えない。

紙幣局で女工二人を鹿児島県土族の官員一人が雪隠の傍へ連込んだところを見咎められ云々の記事も「常盤橋外で女中連がペチャ／＼饒舌つて通

なぜこのように誤った記事が載ることになるのかとの疑問に答えるためには、どのようにして情報を集め、記事にすることが行われたかを知る必要がある。

次の記事はそのきわめて単純な例である。

○鉄道の賃錢が廿日あたりから直揚になると役夫らしい先生が柵外^{〔さくわい〕}を話して通つた¹²

りました」¹⁴ というのが情報の出所である。これも「号あとで「紙幣局女工

掛り官員云々の件は事跡の無い事で有ましたから取消に致します」と簡単

になかったことにされている。嘘か真か定かでない記事を載せて読者の興

味を引き、間違いだと判明するとすぐに否定してみせる、一部のジャーナ

リズムの昔も今も変わらない姿である。この場合などは噂の真偽の保証がないことはあらかじめ示されているだけわかりやすいというべきかもしねい。

西南戦争の行く末が不明確だった当時、様々な噂が流れた。

又無鉄砲な事を云者が有升よ昨日も汽車の中で聞いて居升と時に先生方は何方へ御越に相成のですなイヤ我輩は此度内務省警視局へ嘆願の筋にて出京致すのダテ何か至急五用の筋で五座り升カナ貴君は此度の事件を五存じ無カナ四国は愈々敵と成一万五千の党を結び内八千の精兵を○○が指揮し軍船に取乗り阪府近海へ繰出すこと¹⁶

記事掲載にあたって「無鉄砲な事」とあらかじめ記しているように、この記事についてもすぐに「噂さは全たく虚説に相違ないと事ゆゑ謹んで取消し升」との記事が出るのは当然の成り行きであった。

記者が直接取材をした場合には確認作業をしていることがあるはずだが、それがはつきりと表れている記事はめったにない。第八三号の記事などはその点で貴重である。取材目的の女性が正気かどうかを家主に取材したところ、「氣ハたしかだと大剣突に探訪者ハ茫然として帰社ましたヨ」¹⁸。

この時代の新聞記事は記者の直接取材、あるいは噂の記事化のほかに実は他紙からの引用あるいは盗用というべき方法がしばしば行われていた。次の記事が『仮名讀新聞』に載った。

○高知県下の立志社で板垣君を始め其他の有志が護郷兵を取立る事ハ先日も

載ましたが淡路新聞第六号に同社板垣退助後藤象次郎福岡孝弟片岡健吉大江卓の諸君が發意にて護郷兵團結の義を其筋へ出願せられし由を載ました¹⁹

この記事について当の福岡孝弟から弁駁書が届いた。そこには「予ガ名ヲ載セテ高知県下の立志社デ云々護郷兵團結ノ義を出願トアリ是レ全ク虛説ニハアラザル由ナレトモ予ハ曾テ嚮^{〔マコ〕}ニ骸骨ヲ乞テ養病ノ陳人タリ」

云々の弁明が書かれていた。福岡に対し『仮名讀新聞』記者は「謹んで申本紙裏に記する者ハ淡路新聞第六号より抜録の由を演^{〔ペモトヨウ〕}來真偽ハ保証せざりしも己^{〔マコ〕}に福岡君の駁書に因て明瞭に同君の関係なきを知り其杜撰を謝す²⁰」と返している。この場合たしかに淡路新聞に載せたと記載していただけでその記事についての独自のコメントはない。にもかかわらず謝罪しているのは、この種の孫引き記事が多かつた当時の新聞記事のあり方を示すものである。

明治一〇年一月に岐阜県苗木で起きた暴動について旧苗木藩参事青山某が奉職中に全藩士族に奉還を勧めながら自分は奉還しなかったため士族が大いに怒って起こしたものだとする記事について、投書で誤りが指摘されると、「名古屋辺の旅人の話しと愛岐日報本月十一日第七拾四号を照対して記いた」ことを告白し、「青山氏の榮誉を損害ひしハ深く慙愧事で有ます。川口氏のお説にハ青山某の人と成り温和篤実にして能く朝旨を奉戴し仮にも不良の行ひなく現今山形県に奉職して羽州に在りて恙なし「略」茲に正誤を掲載し升²²と謝罪している。

『仮名讀新聞』の記事には記事の末尾に出典の新聞紙名が記されていることがしばしばあり、あるいは「チト陳聞が奇らしい事だから「あけばの」

から借用」などと記してあるものが散見する。これらのことから他紙の記事をそのまま使っていることがうかがえるのである。²³

この新聞作りの方法について魯文は次のように正直に述べている。

四

向がある。

遠国の諸新聞より軍事戦地の事件を抜出すにハ心ある可し多くハ東京四大新聞より密に抜萃してその社の探訪めかし知らぬ顔で文体を換え記載するも偶あるを燈台下闇し繁机多忙に紛れ同府の四大新聞を龐漏に看過し却つて他府他県の新聞に奇話と覚しき事柄の目に触る時ハ漫りに抄記して後に東京大新聞中その半月も前掲載あるに驚く事あり故に種子少なの弊社杯ハ同府の四大新聞を読まさる可からず²⁴

仮名讀新聞編集長は何度も讒謗律により罰を受けている。次の報道はそれを示す一例である。

○去る三日検事局にてお調べを受ました第八百六十八号の一件に付昨日東京裁判所にて左の通り五処刑を蒙りました

東京京橋区出雲町四番地

仮名讀新聞仮編輯長

中島市平

其方儀該社新聞第八百六十八号中へ本多もとの栄誉を害すべき行事を掲載す

る科讒謗律第五條に依り罰金五円申し付る

明治十二年二月五日

東京裁判所²⁶

今日なら許されないこの方法が誤報を再生産するひとつ的原因にもなっている。
少し前の時代になるが新聞の誤報発生について、次に示す弁解記事が別の新聞に書かれている。

○新聞紙はなりたけ実説をもとめて出版すべき事なりされども遠境の事などは一々その確否をたゞさんとするうちに月日もすぎゆきて世間の人々もみな

しりたらんには陳腐のむかしかたりとなりてつまらずさればたとへ少しは實事にたがひたりともいづくにてかゝる事のはべりしどこでどんな事があつたとゆやかみゆひどこのはなしもその人の口から出てこの人々の耳に入るはやがてそれが新聞にぞありけるいかにとなれば則そこでその事あればなり²⁵

華士族・平民ニ対スルヲ論セス、讒毀スル者ハ、禁獄七日以上一年半以下、罰金五円以上三百円以下、誹謗スル者ハ罰金三円以上百円以下²⁷

讒毀と誹謗の違いについては同律の第一条に説明がある。「凡ソ事実ノ有無ヲ論セス、人ノ榮誉ヲ害スヘキノ行事ヲ摘發公布スル者、之ヲ讒毀トス、人ノ行事ヲ挙ルニ非スシテ、惡名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者、之ヲ誹謗トス」と示されていることによつてわかる。『仮名讀新聞』への罰金は五円もしくは十円のことが多いようである。

これよりも前に讒謗律の適用を受けた際の次のような記事がある。

○当社紙面の定例月の終りのノ算計に認落しの紙苦戻を月始めへ記載升仮編輯仮名垣熊太郎ハ昨三十一日東京裁判所刑事課にて麹町平川町芸者揚りの小浜に被告れ左の御所刑を蒙りました度々の事にて甚だ恐縮併し新聞屋ハ事の有無に拘はらず願はれたらお仕舞だが猫も酌子も素人の女中方も一度新聞に出されたら願ツて腹愈をする計りで身の錆ハとれませんから何卒行状を慎んで新聞屋の筆先に化されぬやう五用心と引かれ者の小唄八百屋お七のせりふを真似て五看者の姉さん方へ五異見

其方儀仮名読新聞三百六十三号中芸妓小浜が俠氣肌の兄イを内證の情人にし忍び合云々と記載する科讒謗律第五條に依り罰金十円申付る²⁸

書かれているように、罰を受けたのは「度々の事」であった。しかもここに見られるように新聞側はいわば居直っており、罪を犯したとの自己認識は希薄のように思えるのである。

被害者側から次のような投書をうけたこともあつた。

○増田おはん三より昨十二日午後二時過お郵信當来ににつき十分の取消に換てお督責の文面を其儘に掲載ました

以書状御意を得候然バ当九月の仮名読新聞第百五拾八号を以て私一身の儀に付種々の「謗を御記載相成甚だ以て恐入候次第に御座候右ハ素より事実無之儀ハ申迄も無之仮令事実に候とも私に於てハ飽までも貴所の御筆先に掛り栄誉を害せられ候儀と存候間何分此儘にハ打捨置がたく候何方より御聞込に相成候とも私に於てに^[マ]乃ち貴所様を相手取候外致方無之に付一応貴意を得候儀は御座候乍去貴所様とハ御懇意仕候間柄にも候ヘバ打付に公裁を奉仰候も

私の本意に無之とわざと此御懸念を仕候に付此書状御落手の日より二十四時間におるて私が相模されたる汚名を雪ぐべき丈の正誤取消を御出し被成候らはゞ御示談に可致若御不同意に候歟又は十分の御取消無之に於てハ余儀なく讒謗律に拠て其筋へ出訴可仕心得に御座候何れにも貴処様の御心好にまかせ申候間左様御承知可有之此段一應の御掛合仕候為如斯に御座候也

明治九年九月十一日 新吉原芸妓渡世 増田はん²⁹

一五八号の紙面によれば、「吉原芸妓のお半（當時深川仮宅勤め）といふ利好者ハ陰の座敷を勤めるのに妙を得て手管ハ娼妓も及ばぬ腕前百円以上の月給先生と看込ンだら髭の中から眼鼻のチヨンボリ顛はれた兵児さんでも薬缶天窓の脣張老爺でも吸付いてハ離れぬ風情」などと書かれている。ほんは編集部おそらくは仮名垣魯文と「懇意」であるにもかかわらず、この訴えを出した。しかもそのときに報道被害者が手にした武器が讒謗律であることは注意を払わせてよいだろう。これまでにも見てきたように当時の報道は今日の感覚からすればプライバシーをいちじるしく侵害することが多いものであった。風聞や投書のままに市井の人物が犯人にされたり、評判を落とされることが日常的に起こっていたのである。

『仮名読新聞』側の考え方が次の論説によくあらわれている。

猫妓の新聞に讒謗せらるゝハ詐譏にあらず一時の榮譽なり近頃之を見る所ろありてか花柳有名の猫妓に於る毎号記者が筆頭に叩かるゝも新聞屋をして原告する者絶てなきハ別に広告料を出さずして世に名譽を売らるゝを内情得意とするにあるか然らば我猫々記者ハ猫妓讒謗の権を有する者と揚言せんも可ならん³⁰

いわゆる「有名税」だとか「宣伝料」だといった論拠による揚言である。

これは有名人についてはもっともの点もあるものの、一般人には当てはまらない居直りの言と言うべきであろう。

あるいは次のような自画自賛も見える。

○仮名読ハ譏謗新聞だ杯と一口に吐す奴（ヲット失敬）仰しやるお方もあるとやら夫ハ大きなお目鏡違ひ悪報を得る時ハ手苟く懲らし善報を得れば柔軟の筆に美を挙る道徳新聞是ハ近頃奇らしい寄特者³¹

これまた身勝手な言い逃れに過ぎない。

五

以上明治初期の大衆向け新聞『仮名読新聞』の誤報記事の特性について概観した。そこに見られる人権意識は近代以前のそれであつた。噂を基にして個人名を挙げて報道して恥じず、問題が起ると記事自体を取り消せばよしとする姿勢が見られた。そこで顧みなければならないのが譏謗律の性格である。

改めて述べるまでもなく譏謗律は新聞紙条例とともに制定され、民權自由の説を抑えるために制定されたというのが一般的評価となつてゐる。³²譏謗律は第二条が「乗輿」＝天皇、第三条が皇族、第四条が官吏、そして第五条が華士族・平民に対する譏謗を対象として作られてゐる。第一条から第四条までが言論を封じるものであることは明らかであろう。

譏謗律によって明治初期の新聞・雑誌が蒙った弾圧はすさまじいものであった。それに嫌気がさした福沢諭吉らは『明六雑誌』を自主的に廃刊す

るに至つた。³³

しかし、譏謗律は元来英國留学から帰朝した人々で組織されていた「共同衆」が建議して作られたといわれ、人権擁護を目的としたものであつた。それが権力を擁護する手段として暴走していったのである。その意味で本来意図されたこの第五条の平民に対する部分が庶民の人権を守るために機能した側面もまた忘れてはならないのではないか。そのためには譏謗律がいかに適用されたかを今後総合的に調査する必要があると考えるのである。

注

1 以下の論考では時期によって『仮名読新聞』『かなよみ』を使い分けず、すべて前者に統一して表記する。また以下の注では『仮名読新聞』からの引用は新聞名を省略して号数などを記す。

- 2 土屋礼子「復刻『仮名読新聞』解説」『復刻仮名読新聞』明石書店
一九九二年一〇月 七一八頁

- 3 「竹乃舎柴人」の投書 一四八号 明治九年八月一四日
三三三号 明治一〇年三月一八日

- 4 三八六号 明治一〇年六月九日

- 5 二二六号 明治九年一一月一四日
6 二二六七号 明治一〇年一月一九日
7 二二六九号 明治一〇年一月二三日
8 二二七〇号 明治一〇年一月二四日
9 二二七一号 明治一〇年一月二六日
10 二二七二号 明治一〇年一月二七日
11 二二七四号 明治一〇年二月二二日
12 一四三号 明治九年八月一八日

13 一四四号 明治九年八月一九日
14 二八八号 明治一〇年一月一五日
15 一九〇号 明治一〇年六月一七日
16 三九三号 明治一〇年六月一七日
17 三九四号 明治一〇年六月一八日
18 八三号 明治九年四月一九日
19 三六五号 明治一〇年五月一六日
20 三九三号 明治一六年六月一七日
21 二六三号 明治一〇年一月一五日
22 二七二号 明治一〇年一月一六日
23 一五八号 明治九年九月六日
24 魯文「仮名垣魯文水掛論昨日の続き」三九九号 明治一〇年六月一四日
25 『もしほくさ』第八篇慶應四年五月二日、小野秀雄校訂『(横浜新報) もしほ草・
江湖新聞』福永書店 一九二六年 六〇一六一頁

- 26 八八四号 明治一二年二月六日
27 歴史学研究会編『日本史史料 四 近代』岩波書店 一九九七年 一二二頁
28 三七九号 明治一〇年六月一日
29 一六四号 明治九年九月一三日
30 「猫姫讒謗の権を有する記者の説」九二八号 明治一二年四月一日
31 「お九」一九号で「讒謗せらるゝハ誹謗にあらず」の部分を「…被害に非ず」、「一時の榮譽なり」の部分を「一時の榮譽といふ可きなり」と訂正している。
四五六号 明治一〇年八月三〇日
32 歴史学研究会編『日本史史料 四 近代』岩波書店 一九九七年 一二三頁
33 岩井肇「讒謗律による明治初期の言論弾圧と抵抗」日本大学法学会編刊『法制史学の諸問題—布施彌平治博士古稀記念論文』一九七一年
34 「自由民権運動と新聞—讒謗律前後」、吉野源三郎編『日本における自由のた

めの闘い—『世界』座談会集』評論社 一九六九年（初出は『世界』昭和一九年七月号）

* 『仮名読新聞』の引用は『復刻仮名読新聞』（明石書店 一九九二年）によつた。

* 引用に当つては旧漢字は原則として常用漢字に直し、草仮名は平仮名に直した。また元の新聞は総ルビであるが、パラルビにしている。

（なかにし ゆたか 文化創造学科）